

第4章 具体的な支援施策

施策1 就業支援

(1) 就業のための支援 ★印は、目標数値を定めたもの

★母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実

- 静岡県及び静岡市との共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、無料職業紹介等、ひとり親家庭及び寡婦の就業に関する総合的な支援を実施していきます。
- ホームページによる最新の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭等が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 就業に関する相談や情報提供と併せ、生活相談等も実施することで、ひとり親家庭等の就業に対する意欲の醸成と不安の軽減を図り、効果的な自立支援へつなげます。

目標数値

西部支所利用者の就職件数（他の職業紹介機関等による職業紹介分を含む）

平成21年度 実績	平成22年度 見込	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
85件	85件	90件	95件	95件	100件	105件

西部支所における就業相談の利用延べ件数

平成21年度 実績	平成22年度 見込	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
954件	1,760件	1,830件	1,900件	1,970件	2,040件	2,110件

■自立支援プログラム策定事業

- 就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど、就職にあたりきめ細かな支援を必要とする母子家庭の母に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。
- ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用を図り、一人ひとりに合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

■女性就職支援事業

- 出産や育児・介護などの理由により退職し、再就職を希望する女性に対して、仕事に関するさまざまな相談やカウンセリング等の個別相談、また、再就職の促進のためのセミナー等を開催し、将来の再就職に向けた支援を行います。

■各就業支援事業の活用促進

- ハローワーク浜松や県の就職相談センター・ヤングジョブステーションなど、就業支援を行っている機関との連携を強化し、ひとり親家庭等が適切に制度を利用できるよう支援します。
- 各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子寡婦福祉会等を通じて、各種就業支援事業の周知を図り、活用を促進します。

■保育所

- 保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育を行います。
- ひとり親家庭は、就職に際し、特に保育所への入所の必要性が高いことから、入所選考において一定の配慮を行います。
- 一時預かり（一時保育）、延長保育、休日保育、病児・病後児保育を実施し、一時的に保育を必要とする場合や、就労により長時間の保育を必要とする場合などの対応を行います。

■放課後児童会

- 保護者が就業している間、家庭に代わり児童の健全育成を支援します。
- ひとり親家庭の実情に十分配慮しながら、優先的な受け入れを行っていきます。
- 放課後児童会は、ひとり親家庭の経済的自立を支える重要な役割を担っており、ニーズは年々拡大していることから、子どもの安全確保を第一に、より一層の定員の拡充に向けた施設整備を行っていきます。

■母子家庭等日常生活支援事業

- 技能習得のための通学や就職活動など、自立促進に必要な事由、または、病気や事故、学校等の公的行事の参加など、社会通念上必要と認められる事由で、一時的に生活援助や保育サービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活支援を行います。
- 必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保を進めるとともに、対象者への一層の周知を図ります。

(2) 資格・技能習得の支援

★自立支援教育訓練給付金

- 母子家庭の母が浜松市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の習得を促進していきます。
- 資格・技能の習得により就職がしやすくなると見込まれる母子家庭の母に対して、積極的な制度の周知を図り、対象者の掘り起こしを行います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター等での技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後、速やかに就職ができるよう支援します。

★高等技能訓練促進費等事業

- 看護師や介護福祉士等、母子家庭の母が浜松市指定の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給します。
- 受講期間が長期間となるため、母子福祉資金貸付金や母子家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。
- 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる母子家庭の母に対して、積極的な制度の周知を図り、対象者の掘り起こしを行います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター等での技術的・精神的サポートを行い、資格取得後、速やかに就職ができるよう支援します。

目標数値

自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等事業 助成延件数

平成 21 年度 実績	平成 22 年度 見込	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
30 件	35 件	35 件	35 件	40 件	40 件	45 件

■資格取得のための講習会

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、パソコン講座、医療事務講座、ホームヘルパー2級講座等、技能・資格を習得するための講習会を実施します。
- ひとり親家庭、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援センター等での技術的・精神的サポートを行い、技能・資格習得後、速やかに就職ができるよう支援します。

■職業訓練時の託児

- 職業訓練等の実施機関に対して託児の実施を呼びかけるなど、職業訓練を受けやすい環境の整備に努めます。
- 職業訓練や講習会等の受講時に利用できる託児サービスの実施について検討していきます。

(3) 事業主への啓発・助成

★事業主への啓発

- 事業主に対して、ひとり親家庭等を対象とする求人情報の提供を依頼するとともに、雇用、勤務条件の配慮をお願いしていきます。

目標数値

- 母子家庭等就業・自立支援センター西部支所への求人情報件数

(1月あたり求人情報の年間累計)

平成 21 年度 実績	平成 22 年度 見込	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2,202 件	3,800 件	3,880 件	3,960 件	4,040 件	4,120 件	4,200 件

■事業主に対する優遇制度の周知

- 特定求職者雇用開発助成金など、事業主が母子家庭の母を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度について、事業者への周知を図ります。
- 本制度の広報・周知をより一層図ることで、ひとり親家庭等を対象とした求人情報の提供を促進するほか、企業の理解を深め、ひとり親家庭等の雇用環境の改善に努めます。

施策2 経済的支援

(1) 児童の育成等にかかる手当の支給

■児童扶養手当

- 父と生計を同じくしていない児童*を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、手当を支給します。
- 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由がないにもかかわらず就業又は求職活動をしていない母については、手当額が2分の1に減額されることから、この措置の周知を図るとともに、就業支援を併せて実施します。
- 平成22年度から新たに対象となった父子家庭に対する周知を図り、適正な支給に努めます。

※児童扶養手当上の児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者をいいます。

■ひとり親家庭等自立支援手当

- ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽くし、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を図るため、2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間、手当の支給を行います。

■遺児等福祉手当

- 児童の父母等が病気・災害等により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児または児童が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

■交通遺児等福祉手当

- 児童の父母等が交通事故により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児または児童が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付

■母子寡婦福祉資金貸付金

- 母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に対して、その目的に応じ12種類の資金の貸付を行います。
- 就学支度資金及び修学資金については、特にニーズが高いことから、適切な時期に広報等による周知を図ります。
- 償還の際に過度に生計を圧迫することがないように、貸付時に償還計画を作成するなど、適切な貸付に努めます。

■生活・生計の維持に関する相談

- ひとり親家庭等の生活に関する相談や日ごろの生活に関する個別具体的な相談に応じます。また、将来の生計に不安を抱えている場合は、専門の相談員による生計に関する相談に応じます。
- 生計に関する相談では、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

■経済的支援にかかる各種支援制度の周知

- 経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、幼稚園の保育料を減免する就園奨励金制度、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

(3) 医療費負担の軽減

■母子家庭等医療費助成

- 所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。
- ひとり親家庭のニーズに応じた支援を行えるよう、助成方法の仕組み等について検討していきます。

(4) 養育費確保支援

■養育費相談

- 母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援します。
- 養育費相談支援センター等と連携し、困難な事例への対応を図ります。また、必要に応じて無料の法律相談を紹介するなど、課題解決に向けた支援を行います。
- 養育費に関する研修会へ積極的に参加するなど、養育費相談員や行政職員の知識の習得と相談員としての資質向上に努めます。

■養育費セミナー

- 養育費の取得については、「相手と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力がないと思った」など、親が養育費の請求をしないケースが多くみられることから、養育費についての基礎知識や取得方法についての養育費セミナーを実施し、養育費に対する正しい理解を広めます。
- セミナーを通して、養育費取得の方法だけでなく、取得の意義等についても周知し、適切な養育費取得につなげます。

施策3 子育て・生活支援

(1) 子育て支援

■母子家庭等日常生活支援事業 <再掲>

■保育所 <再掲>

■放課後児童会 <再掲>

■子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

- 保護者の疾病その他の理由により家庭で養育することが一時的に困難となった児童や、緊急一時的に保護することが必要な母子等に、児童福祉施設にて一定期間、養育・保護を行います。
- 経済的に困難を抱えるひとり親家庭については、負担額を軽減するなどの一定の配慮を行います。

■子育てに関する相談

- 各区の家庭児童相談室で、子どもの養育や親子関係についてなど、児童の福祉に関する相談に応じます。
- ひとり親家庭が孤立化や養育困難に陥りやすいことを考慮し、各種申請窓口での対応時に、子育てに悩む家庭を家庭児童相談室等の相談先へ紹介できるよう、関係機関との連携や民生児童委員等の地域人材への相談機関の周知徹底を図ります。

■ファミリー・サポート・センター事業

- 子どもの預かり等の援助をしたい人と援助を受けたい人からなる会を組織し、市民による育児の相互援助活動を支援します。
- 保育施設までの送迎や、外出の際の子どもの預かり等により、ひとり親家庭等を含む子育て世帯を支援します。

■病児・病後児の保育

- 病気または病気回復期にある児童（以下、「病児・病後児」といいます。）を、保育所等に併設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 病児・病後児の預かり等の援助をしたい人（看護師・保育士等）と援助を受けたい人からなる会を組織し、市民による育児の相互援助活動を支援する「病児・緊急対応強化事業」などについて、「子ども・子育て新システム」[※]の動向を踏まえながら施策の検討を行います。

※子ども・子育て新システム…「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づく、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム

(2) 生活支援

■母子家庭等日常生活支援事業 <再掲>

■市営住宅

- ひとり親家庭等をはじめ、住宅の確保に配慮が必要な低所得者のため、低廉な家賃で入居できる市営住宅を提供します。
- 市営住宅の整備においては、子育て家庭が安全、安心に暮らすことのできる良好な居住環境に配慮します。また、募集の方法（選考方法等）や供給戸数などについて、検討していきます。

■母子生活支援施設

- 生活上のいろいろな問題のため、母子家庭の母が児童の養育を十分にできない場合、必要に応じて母と児童の母子生活支援施設への入所を図り、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。
- 児童虐待やドメスティック・バイオレンス^{*}の増加等、社会背景が複雑化する中で、警察、児童相談所、民生児童委員など、関係機関の連携により、多様なニーズに応じた支援を行っていきます。

^{*}ドメスティック・バイオレンス… 配偶者等から受ける暴力。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力や経済的暴力など。

■生活・生計の維持に関する相談 <再掲>

(3) 相互扶助にかかる支援

■母子寡婦福祉団体への助成

- 母子寡婦福祉団体が行う事業に対して一定の助成を行うことで、ひとり親家庭に対する情報の提供、自立支援の促進、孤立化の防止を図ります。
- 母子寡婦福祉団体の事業実施を促進するため、各区窓口等による団体の周知を行い、加入者数の増加を図ります。

■ひとり親家庭の交流支援

- 子どもの養育や教育についてなど、日常生活にさまざまな悩みを持つひとり親家庭同士の交流を支援し、同様の立場・経験に基づく相談・情報交換の場にするとともに、ひとり親家庭の孤立化の防止を図ります。また、親と子がふれあい、交流する機会とし、良好な親子関係の形成を図ります。